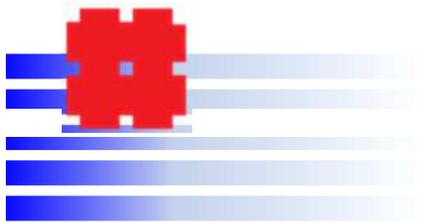
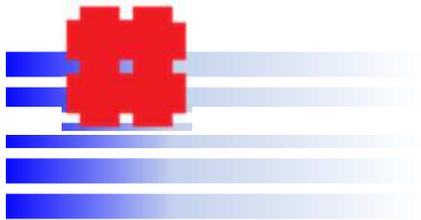


令和7年度  
岐阜市サービス提供事業所研修会  
(障害福祉サービス等対象)

令和7年7月15日(火) 午前  
岐阜市 障がい福祉課 指導係

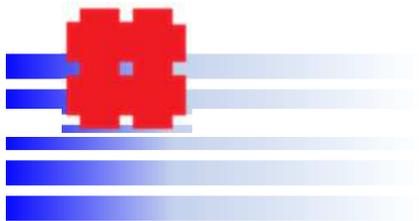


# 事業所等運営に関する 基本的な事項について① (指定基準等)



## 《目次》

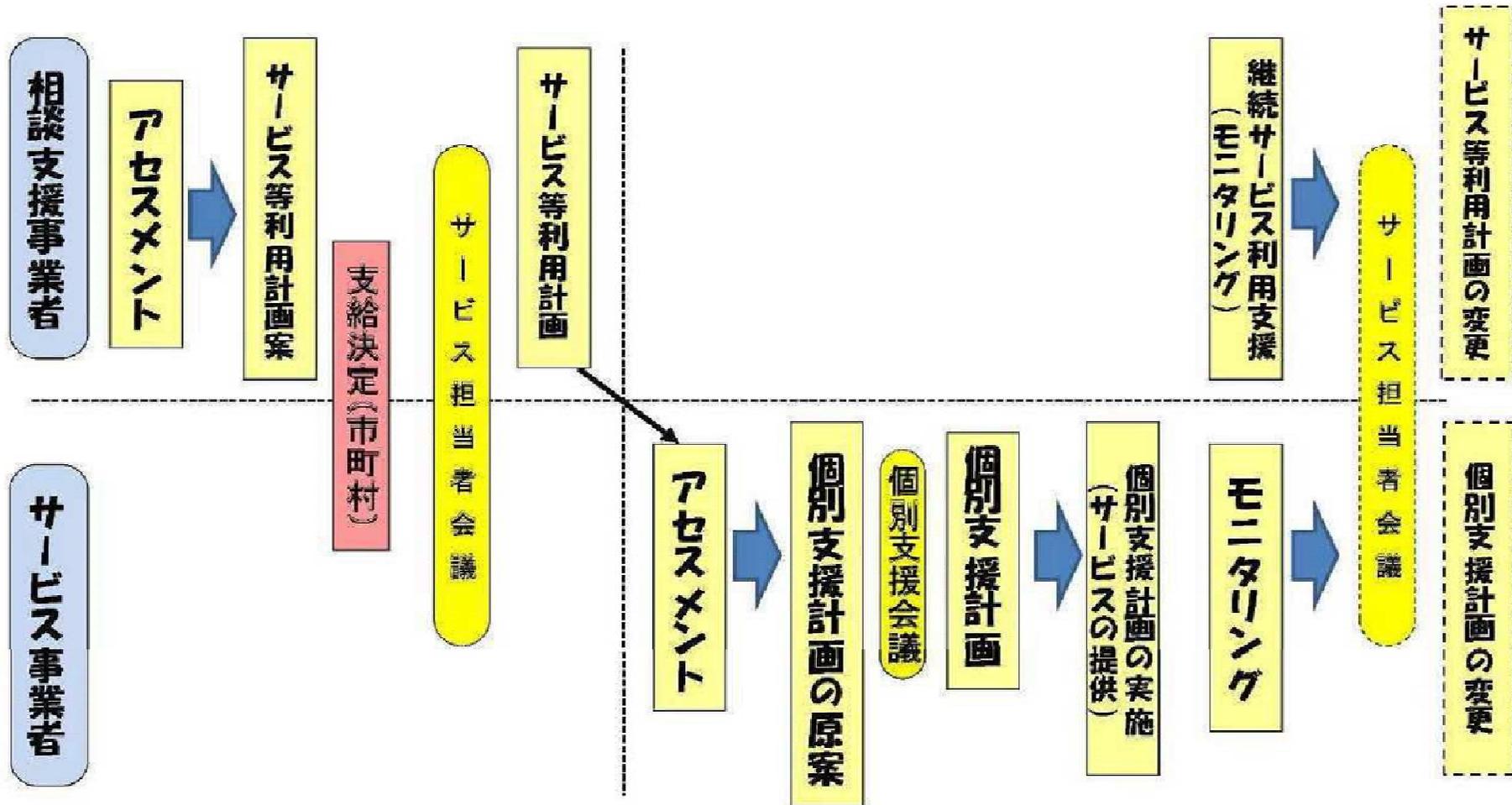
- 個別支援計画について
- 就労系サービスについて
- 施設系サービスについて
- 障がい福祉課 支援係からのお願い

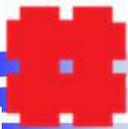


# 個別支援計画について

新

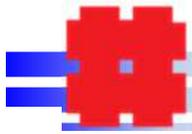
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係





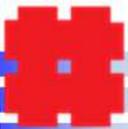
## 《個別支援計画の作成に係る一連の流れ》

- (1) サービス管理責任者が利用者に面接してアセスメントを実施
- (2) サービス管理責任者が個別支援計画の原案を作成
- (3) 個別支援計画の作成に係る会議
- (4) 個別支援計画について、利用者又は家族に対して説明をし、文書により同意を得ること
- (5) 利用者及び相談支援事業者に個別支援計画を交付
- (6) サービス提供開始
- (7) サービス管理責任者は、利用者に定期的な面接を行うことによるモニタリングを行うこと



## 《注意事項》

- 相談支援専門員等が作成するサービス等利用計画に基づき、個別支援計画を作成すること
- 個別支援計画の原案や個別支援計画の作成に係る会議等の記録を残すこと
- 個別支援計画に位置付けが必要な加算を算定する場合は、忘れず記載すること(日中支援加算等)
- 個別支援計画が画一的なものにならないようにすること
- 個別支援計画の見直しが必要となった場合については、(1)アセスメント～(5)個別支援計画の交付の手順を踏むこと
- 事業所の管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に係る業務を担当させること



## 《個別支援計画未作成減算》

### ➤ <適用期間および減算される単位数>

減算が適用される月から3月未満の月

→所定単位数の100分の30を減算

減算が適用される月から連続して3月以上の月

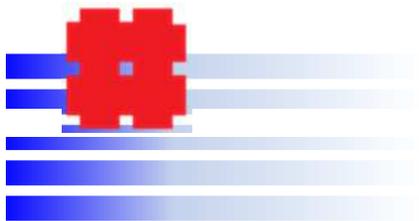
→所定単位数の100分の50を減算

### ➤ <具体的取扱い>

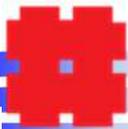
次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。

(1) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。

(2) 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。



# 《就労系サービスについて》

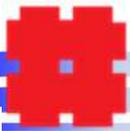


# 《就労支援事業の賃金・工賃について》①

- ▶事業者は、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない
- ▶利用者に対しては、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- ▶賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない

## 【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)192条一部抜粋一部改変



## 《就労支援事業の賃金・工賃について》②

・賃金及び工賃は、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を利用者に対して支払う。

(相当する金額については、雇用契約によらない利用者への工賃の支払いや工賃変動積立金・設備等整備積立金を差し引くことが想定される)

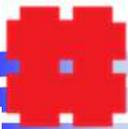
利用者への  
工賃支払い総額



- ・生産活動に係る事業に必要な経費
- ・工賃変動積立金
- ・設備等整備積立金



生産活動に係る事業による収入



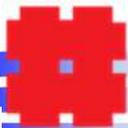
## 《就労支援事業の賃金・工賃について》③

### 【注意事項】

賃金及び工賃は、事業所でおこなう生産活動に係る事業による収入から利用者に支払われる。



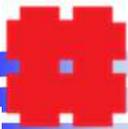
事業所でおこなう生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った場合は、平均工賃月額等の算出には、計上できません。



## 《就労支援事業の賃金・工賃について》④

事業所でおこなう生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った疑いがある場合は、「就労継続支援事業事業活動計算書等就労支援事業会計における書類や根拠資料、その他指定権者が必要と認めたもの」について、提出を求める場合があります。

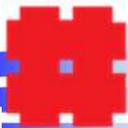
根拠資料等が作成されていない場合や生産活動に係る事業以外で得た収入等を利用者へ賃金及び工賃として支払った事実が発覚した場合は、基本報酬の見直し・過誤調整等の対応をしていただく場合があります。



## 《就労支援事業の賃金・工賃について》⑤

### 【適切な経営管理をするために】

- ・コスト構造を把握して損益分岐点を算出し、販売価格を設定する
- ・年度ごとの事業計画及び予算を作る
- ・月次決算により損益状況を早期把握し、タイムリーに対策を講じる



## 《就労系サービスの在宅利用について》

就労移行支援、就労継続支援(A・B)は、一定の要件下で在宅でのサービス提供が認められている。



### 就労系サービスの在宅利用

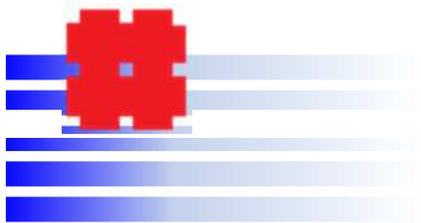
#### ○ 令和7年4月以降の取り扱い ※

緊急時に当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制が必要。

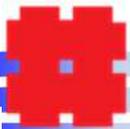
→ 上記緊急時の対応ができない地域の利用者への在宅でのサービス提供は原則認められない。

※ 令和7年3月31日付「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」参照。

GIFU CITY

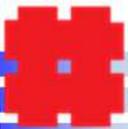


# 《施設系サービスについて》



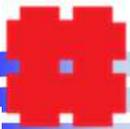
# 《地域連携推進会議について》

- 令和6年4月1日より、障害者支援施設及び共同生活援助(グループホーム)において、各事業所で地域関係者を含む外部の目が入るよう「地域連携推進会議」の開催と会議構成員による見学の機会を設けることとなっており、令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務となっています。



## 《地域連携推進会議とは》

- 地域連携推進会議とは、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉等に知見のある者などにより構成される協議会で、以下の4点の目的を達成するために開催される会議です。
  1. 地域との関係づくり
  2. 施設への理解促進
  3. 施設やサービスへの透明性・質の確保
  4. 利用者の権利擁護
  
- おおむね1年に1回以上地域連携推進会議を開催し、会議とは別の日に、会議構成員による施設見学をおおむね1年に1回以上設けます。

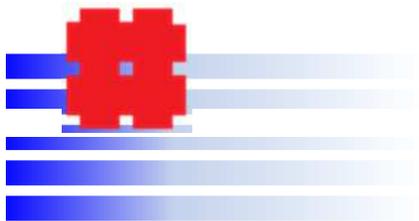


# 《厚生労働省からの参考資料》

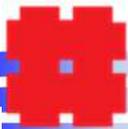
各事業所におかれましては、以下の資料をご確認いただき、地域連携推進会議の開催に取り組んでください。

- 地域連携推進会議の手引き
- 地域連携推進会議の手引き(別冊)資料編
- 参加依頼文

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

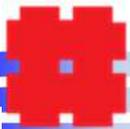


# 障がい福祉課 支援係からのお願い



# 《受給者証契約内容報告書の提出について》

- 新規、更新、終了時に支援係に提出
  1. 利用者と交わす契約において、支給決定期間の更新ごとに契約を交わしている場合は提出が必要。自動更新の規定がある場合は提出不要。
  2. 就労系サービスにおいて、利用者が一般就労に至り、終了する場合は「一般就労」と記載。
  3. 計画相談の終了の際には、利用者がサービス全部を終了するのについても記入を。



## 《問い合わせ、書類提出の専用フォームについて》

<p>・福祉サービス受給者証 に関すること</p> <p>・その他</p>	<p>障がい福祉課支援係お問い合わせフォーム <a href="https://logoform.jp/form/BcLm/579618"><u>https://logoform.jp/form/BcLm/579618</u></a></p>
<p>・福祉サービス受給者証 等に関する書類の提出に 関すること</p>	<p>障がい福祉課支援係提出フォーム <a href="https://logoform.jp/form/BcLm/618581"><u>https://logoform.jp/form/BcLm/618581</u></a></p>